

遊休農地の草刈りをお願いします

～農地の適正な管理に御協力をお願いします～

農地を持たれている方へ

農家の方の高齢化や後継者不足によって、耕作されない農地が増えてきています。このような遊休農地に雑草が生い茂ると、景観を損なうだけでなく、次のような問題が生じます。

- ・雑草の種が飛散して、周辺農地や近隣住民に多大な迷惑がかかる
- ・病害虫が発生する
- ・有害鳥獣の隠れ場所や住み家となる など

ヌートリアなどの有害鳥獣による農作物の食害が急増しています。野生動物からすれば、雑草の生い茂った遊休農地は絶好の隠れ場所になります。また、マムシの住み家となれば、周辺住民にとっては大変な恐怖となります。



一度、遊休農地にしてしまうと、元の農地に戻すのはとても大変になります。
農地を雑草で荒らす前に、年に数回の定期的な草刈りをお願いします。

自分で草刈りなどができない場合は、里庄町シルバー人材センターや業者が有料で請け負っていますので、ご相談ください。また、町では、農地の管理のために自走式草刈機などを借受けた場合の料金の一部を補助する制度を設けています。詳しくは裏面をご覧ください。

草刈りの依頼については里庄町シルバー人材センター

☎ 64-5901

(時期によっては草刈りの依頼が集中し、作業が遅れる場合があります。)

農地の保安全管理については里庄町農業委員会事務局（農林建設課内）

☎ 64-7215



農地近郊にお住まいの方へ

農地で発生する農作物の茎や葉などの残さを焼却するための野焼きなどは、農作業を伴うやむを得ないものとして焼却禁止の例外として認められています。ご理解、ご協力をお願いします。

農作業をされる方へ

農作業を伴う焼却行為をされる場合でも、「洗濯物が干せない」「窓が開けられない」といった苦情になる場合があります。ご近所とのトラブルを避けるためにも、「時間帯・風向きを考慮」「草木をよく乾かし煙の発生量を抑える」など、周囲への配慮をお願いします。

お互いに相手の立場を思いやり、気持ちよく暮らしていける
「優しい社会」を目指しましょう

裏面もご覧下さい



自走式草刈機等利用料補助制度について

遊休農地の解消を目的として、町内にある農地の管理のために自走式草刈機などを借受けた場合、その料金の一部を補助します。

補助対象者

町税などの滞納がない方であって、次のいずれかに該当する方

- ・町内にある農地を所有または管理している方
- ・町内に住所を有する個人または団体



補助対象機器

- ・自走式草刈機（ラジコン草刈機、乗用式草刈機を含む。肩掛式草刈機は除く。）
- ・自走式草刈機運搬用の軽トラック（自走式草刈機と同時に借受けた場合に限る。）

補助内容

町内にある遊休農地の荒廃化を防止するため、リース事業者や自走式草刈機などを所有している方から、機器を借受けた際の料金の一部を補助します。補助金の額は次のとおりです。

補助対象機器	補助金の額
自走式草刈機	補助対象経費の1／2以内で100円未満は切捨て。ただし、リース事業者から借受けた場合の補助金の交付額の上限は1回につき13,000円。リース事業者以外の場合は4,500円。
軽トラック	補助対象経費の1／2以内で100円未満は切捨て。ただし、リース事業者から借受けた場合の補助金の交付額の上限は1回につき4,000円。リース事業者以外の場合は500円。

※ 補助対象経費…機器のリース料およびリースに係る補償料（必要な場合はアルミブリッジを含む）

補助対象外経費…燃料代、損料、運搬費など補助対象経費以外の経費

補助対象事業の範囲

利用できる機器の台数は、1回につき1台とし、その利用回数は、年度内に3回まで。
（年2回以上利用する場合は、前回の利用から30日以上経過している必要があります。）

その他注意事項

- ・補助を受けようとする場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・補助金の交付決定前に機器を借受け、草刈りをされた場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。
- ・申込みの受付は先着順とし、予算額に到達次第、受付を終了します。

申込み・問合せ先

農林建設課（農林担当） ☎ 64-7215

申請書については町のホームページをご覧ください。

ホームページ
QRコード

